

処方・調剤・ 保険請求の



日本薬剤師会

調剤をしていて疑問に思ったこと、医師または患者さんに聞かれて困ったこと、医師に疑義照会して対応したがいまひとつ納得できないこと、ありませんか？ 皆さんの疑問に各分野の専門家がお答えいたします。

ご質問をお寄せください。要項は次頁にあります。回答は本誌に掲載することによってのみ行います。電話やファクシミリによる回答はご容赦ください。また、特殊なケースの質問は、採用されないこともありますのであらかじめご了承ください。

Q メトトレキサートのような特殊な服用方法の内服薬の調剤料については、「無理に通常の剤により区分するのではなく、例外的な1剤の調剤料として解釈せざるをえない」（本誌2004年7月号、47頁）と説明されていますが、次のような処方内容の場合、調剤料はどのように算定すべきでしょうか。また、調剤報酬明細書にはどのように記載すればよいでしょうか。（熊本県 匿名希望）

処方1 リウマトレックスカプセル2mg 2カプセル
火曜日に服用開始、週2日服用の1日目
1日2回、12時間毎に服用 4日分
処方2 リウマトレックスカプセル2mg 1カプセル
週2日服用の2日目
1日1回、前日最終服用の12時間後に
服用 4日分
処方3 葉酸 2錠
1日1回、リウマトレックス内服終了から
48時間後 4日分

A 調剤料については、処方1と処方2（リウマトレックスカプセル、一般名：メトトレキサート）でまとめて1剤、処方3（葉酸）で1剤、すなわち、処方せん全体として内服薬2剤で算定するのが妥当であると考えます。

内服薬の調剤料は、「1剤」および「1剤1日分」を所定単位として、服用日1日を通じて服用時点（たとえば「朝食後、夕食後服用」、「1日3回食後服用」、「就寝前服用」、「6時間毎服用」など）が同一であるものごとに、

剤という区分でまとめたいうで算定します。

しかし、ご質問のメトトレキサートのように特殊な服用方法である場合には、従来の剤の区分により単純に整理するのは困難であることから、やむをえず「例外的な1剤」として取り扱うしか方法がないものと思われます。そのため、処方1（1日2回、12時間ごとに服用）と処方2（1日1回）は、厳密には服用時点が異なるかもしれませんが、同一銘柄の医薬品を服用するものであることから、これらはまとめて1剤分として調剤料を算定してください。

一方、処方3は、メトトレキサートの最終服用（毎週水曜日）の48時間後、すなわち、2日後である毎週金曜日に服用するよう指示されているものと理解できます。処方3の服用時点は1日1回であることから、処方2と同一の服用時点であるようにみえるかもしれませんが、処方1と処方2でまとめて1剤分として取り扱うほか、また、処方2の服用終了後に服用するものであることを考えると、処方3のみで1剤分の調剤料を算定するのが妥当であると考えます。したがって、処方せん全体としては、合計2剤分の内服薬調剤料を算定してください。

また、調剤報酬明細書の記載方法につきましては、都道府県薬剤師会として一定の方針を示している場合もあるかもしれませんので、念のため、ご所属の薬剤師会へ確認されることをお勧めしますが、本会の基本的な考え方については、1つの方法として①処方1と処方2をまとめて1欄（1日2回、12時間ごと）に、②処方3を別欄（1日1回）に整理して記載するよう説明しています。



Q 処方せんに次のように記載されていた場合、内服薬として算定すべきでしょうか。それとも屯服薬として算定すべきなのでしょう。

(千葉県 匿名希望)

処方 医薬品A(鎮痛薬) 2錠
 医薬品B(胃薬) 2錠
 1日2回 朝・夕食後服用(屯用可) 14日分

注) 医師からは患者に対し「痛くない日は服用しなくてもよい」と指導されているとのこと。

A ご質問の処方内容からだけでは、必ずしも的確に判断することは難しいのですが、この場合の調剤料については「内服薬」として算定するのが妥当であると考えます。

内服薬と屯服薬の調剤料については、処方せんの記

載内容によって判断することはいうまでもありません。基本的な考え方として、内服薬は「定時的に服用するもの」で、用量も1日量を単位として、これを1回または数回に分服するものとされています。

これに対し、屯服薬については定時的に服用するものではなく、「用に臨んで服用するよう指示されているもの」で、用量が1回量を単位とされています。

ご質問のケースでは、「1日2回 朝・夕食後」という定時的な服用指示がされているものの、「屯用可」という指示もあり、また、患者に対して「痛くない日は服用しなくてもよい」と指導していることを考えると、屯服薬として取り扱うこともありえるかもしれません。しかし、処方せんの基本的な記載内容を見る限りでは「定時的」な指示であることから、この場合は「内服薬」として取り扱うものと判断するのが妥当でしょう。

質問の募集

調剤をしていて疑問に思ったこと、医師または患者さんに聞かれて困ったこと、医師に疑義照会して対応したがいまひとつ納得できないことなどはありませんか？ 皆さまの疑問に各分野の専門家がお答えいたします。どしどしご質問ください。

「質問の募集」要項

1. 質問の範囲

- ① 実際の処方せんの疑義解釈に関する質問
 たとえば、処方医に疑義照会すべきかどうか迷っている事例や疑義照会の際に処方医の指示で納得できないでいる事例で、専門家の意見が知りたい、という場合など。
- ② 保険調剤・調剤報酬などに関する質問
 たとえば、どのようなケースが調剤拒否に該当するのか？ 請求もれがあった場合の対応は？ という質問など。
- ③ 調剤技術などに関する質問
 たとえば、A散とB末を配合してもよいか？ また、C錠を粉砕

してよいか？ という調剤技術上の質問など。

2. 質問は文書で日本薬剤師会「調剤と情報」係まで、ご連絡ください。
3. 誌上では匿名の扱いをいたしますが、さらに詳しい内容をお聞きしないと回答できないこともありますので、住所、氏名、電話番号を必ず明記ください。
4. 質問の採否ならびに回答者の選択は、編集委員会で決めさせていただきます。
5. 質問ならびに回答は無料です。
6. 質問が採用された方には、じほうから図書カードが贈呈されます。

ただし、本コーナーへの質問はあくまでも『調剤と情報』誌への掲載を前提としておりますので、個人的・特殊な質問にはお答えできません。ご了承ください。また、回答は本誌面によってのみ行います。電話やファクシミリによる回答はご容赦ください。

送付先 〒160-8389 東京都新宿区四谷 3-3-1 富士・国保連ビル 日本薬剤師会「調剤と情報」事務局
 TEL.03(3353)1170 FAX.03(3353)6270